

利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書

事業年度

・
・

法人名

I 利益積立金額の計算に関する明細書									
区 分		期 首 現 在 利 益 積 立 金 額	当 期 の 増 減		差 引 翌 期 首 現 在 利 益 積 立 金 額 ①－②＋③				
			減	増					
		①	②	③	④				
利 益 準 備 金	1	円	円	円	円				
積 立 金	2								
	3								
	4								
	5								
	6								
	7								
	8								
	9								
	10								
	11								
	12								
	13								
	14								
	15								
	16								
	17								
	18								
	19								
	20								
	21								
	22								
	23								
	24								
	25								
繰越損益金（損は赤）		26							
納 税 充 当 金		27							
未納法人税等 （退還手金積立金に対するものを除く）	未納法人税、未納 地方法人税及び 未納復興特別法人税 （附帯税を除く。）	28	△	△	△				
				中間 △ 確定 △					
	未納道府県民税 （均等割額及び利子割額を含む。）	29	△	△	△				
				中間 △ 確定 △					
	未納市町村民税 （均等割額を含む。）	30	△	△	△				
				中間 △ 確定 △					
差 引 合 計 額		31							

II 資本金等の額の計算に関する明細書

区 分		期 首 現 在 資 本 金 等 の 額	当 期 の 増 減		差 引 翌 期 首 現 在 資 本 金 等 の 額 ①－②＋③
			減	増	
		①	②	③	④
資 本 金 又 は 出 資 金	32	円	円	円	円
資 本 準 備 金	33				
	34				
	35				
差 引 合 計 額		36			

御 注 意

2

1

この表は、通常の場合には次の算式により検算ができます。

期首現在利益積立金額合計「31」① + 別表四留保所得金額又は欠損金額「47」 - 中間分、確定分法人税県市民税の合計額

差引翌期首現在利益積立金額合計「31」④

発行済株式又は出資のうちに二以上の種類の株式がある場合には、法人税法施行規則別表五(一)付表（別表五(一)付表）の記載が必要となりますので御注意ください。